主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岡照太の上告趣意は、事実誤認、単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴四〇五条に定める上告理由に当らない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴四〇八条により裁判官全員一致で主文のとおり 判決する。

昭和二六年一一月二九日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官